

平成30年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）

第1回研究評価委員会

議事録

1. 日 時 平成30年12月27日（木）13:30～14:23

2. 場 所 原子力規制委員会 13階会議室D、E

3. 出席者

外部有識者（五十音順）

占部 逸正 学校法人福山大学 工学部情報工学科 教授

小田 啓二 国立大学法人神戸大学 副学長

二ツ川 章二 公益社団法人 日本アイソトープ協会 常務理事

吉田 浩子 国立大学法人東北大学大学院 薬学研究科

ラジオアイソトープ研究教育センター 准教授

原子力規制庁職員

佐藤 暁 放射線防護企画課 課長

吉住 奈緒子 放射線防護企画課 企画官

大町 康 放射線防護企画課 課長補佐

4. 議 題

(1) 平成30年度の研究評価の進め方について

(2) 平成30年度の研究成果報告会について

(3) 公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインの制定について（報告）

(4) 放射線安全規制研究戦略的推進事業における若手人材の支援について（報告）

(5) その他

5. 配付資料

資料1-1 平成30年度放射線安全規制研究推進事業の研究評価の進め方について

資料1-2 採択課題の評価について

- 資料 1 - 3 平成 30 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業の採択状況について
- 資料 1 - 4 放射線安全規制研究戦略的推進事業 ー平成 30 年度実施課題一覧ー
- 資料 2 - 1 平成 30 年度研究成果報告会について
- 資料 2 - 2 平成 30 年度 研究成果報告会 プログラム (案)
- 資料 3 公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインの制定について
- 資料 4 - 1 放射線安全規制研究戦略的推進事業における若手人材の支援について
- 資料 4 - 2 若手人材の支援策について
- 参考資料 1 研究評価委員会に関する設置運営要領
(平成 29 年度第 1 回研究評価委員会資料)
- 参考資料 2 研究評価委員会 構成員
- 参考資料 3 研究機関における放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的資金の
管理・監査のガイドライン (実施基準)
- 参考資料 4 放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的研究資金に係る研究活動
における不正行為への対応指針

議事

○小田座長 それでは、定刻になりましたので、平成30年度放射線安全規制研究戦略的推進事業の第1回研究評価委員会を開催いたします。

座長を務めさせていただきます、神戸大学の小田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から定足数の確認をお願いいたします。

○吉住企画官 事務局の吉住でございます。

研究評価委員会は、研究評価委員会に関する設置運営要領第5条の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないこととされております。本日は、委員4名中4名の委員の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますことを確認しております。

○小田座長 続きまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○吉住企画官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目に議事次第がございまして、2枚目に、資料1-1として、平成30年度放射線安全規制研究推進事業の研究評価の進め方について、資料1-2として、採択課題の評価に

ついて、資料1-3として、平成30年度放射線安全規制研究戦略的推進事の採択状況について、資料1-4として、放射線安全規制研究戦略的推進事業－平成30年度実施課題一覧－、資料2-1として、平成30年度研究成果報告会について、資料2-2として、平成30年度研究成果報告会プログラム（案）、資料3として、公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインの制定について、資料4-1として、放射線安全規制研究戦略的推進事業における若手人材の支援について、資料4-2として、若手人材の支援策についての以上の資料を御用意しております。また、参考資料といたしまして、参考資料1～4までお手元に御用意しているところがございます。

資料の過不足等がございましたら、事務局にお申し出くださいませ。

○小田座長 よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題（1）は、平成30年度の研究評価の進め方についてです。まず、資料1-1～1-4に基づき、今年度の研究評価の進め方について事務局から御説明いただきたいと思います。

○吉住企画官 事務局の吉住でございます。

それでは、お手元の資料1-1を御覧ください。

研究評価の進め方についてでございます。平成30年度の本事業につきましては、設定されました重点テーマに沿って、継続課題を含む17件の課題が採択されているところがございます。今年度の事業におきましても、これから御説明いたします資料1-2の「採択課題の評価について」に基づいて評価を行うこととさせていただきたいと思っております。スケジュールにつきましては、平成29年度と同様のスケジュールを想定しております。

研究評価のスケジュール（案）でございますが、まず本日、第1回研究評価委員会でございますが、ここで評価の進め方の決定をさせていただきます。年が明けまして、平成31年度の2月14日、15日と研究成果報告会を開催いたしまして、これに引き続きまして、同日2月15日に第2回研究評価委員会にて年次評価を行っていくという案でございます。

また、参考として、継続課題の採択につきましては、年次評価の結果を踏まえて、2月下旬に予定しております第3回の研究推進委員会で継続課題の採択を行い、4月から研究事業を開始していただく予定にしております。

おめぐりいただきまして、資料1-2を御説明させていただきます。採択課題の評価についてでございます。

この評価につきましては、昨年度と同様のことを考えておりまして、これにつきまして

も、昨年度に出させていただいた資料と内容としては同様になっております。

まず、評価の概要でございますけれども、放射線安全規制研究推進事業に採択されました研究課題及びネットワーク形成推進事業に採択されましたネットワーク事業につきまして、年次評価、中間評価、事後評価を受けていただくことになっております。年次評価及び中間評価は、毎年度実施する自己評価及び成果報告会における研究代表者からの報告内容を踏まえて、この研究評価委員会が評価を行うということになってございます。また、事後評価は、事業の終了後に、実績報告書を踏まえて研究評価委員会が評価を行うということになってございます。

評価といたしましては、今申し上げましたとおり、年次評価、中間評価、事後評価の3種類の評価がございまして、年次評価につきましては、毎年度、採択課題について実施するものでございます。中間評価につきましては、研究期間が4年間以上の実施課題に対して3年目に行うものでございまして、今年度につきましては、これに中間評価を実施する研究課題というのはございません。また、事後評価につきましては、調査・研究期間の終了後に実施するものというふうな位置づけになってございます。

評価の手順でございますけれども、課題の研究代表者から事前に提出された別紙1の評価票及び成果報告会における研究代表者の報告内容を踏まえまして、研究評価委員会の定める表1及び表2の評価基準に基づき、各研究評価委員が評価を行い、評価票を作成していただきます。研究評価委員会は、各委員の評価票を踏まえて各事業の評価結果（総合評価及びコメント）を取りまとめていただくというふうなことになってございます。

評価の公開につきましては、評価の透明性の確保のため、評価基準については公開とさせていただきます。また、研究評価委員会の議事概要及び資料等につきましても、原則公開とさせていただきます。なお、研究報告会も公開でございますが、第2回の研究評価委員会は非公開で行う予定としております。

それでは、おめくりいただきまして、表1でございますけれども、これが年次評価をしていただく際の評価基準でございます。

評価の視点といたしましては、評価時点までの研究の実施が研究計画に沿って行われているか、今年度の進捗や達成度を踏まえて、次年度の研究計画は適切か、過去の3年の進捗を踏まえて、研究の目標が達成できる見込みか、こういったことをA～Dまでの評価基準で評価をしていただきまして、総合評価をA～Dまでの4段階で出していただくというふうな基準になってございます。

表2につきましては、事後評価ですので、本日は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、自己評価票でございます。

これは各研究代表者の方に書いていただくものでございますけれども、研究代表者による自己評価といたしまして、評価時点までの研究の実施が研究計画に沿って行われているか、また、今年度の進捗や達成度を踏まえて、次年度の研究計画に変更が必要かといったことにつきまして、自己評価と、あとコメントを記入していただくというふうなことになってございます。コメントにつきましては、研究代表者の方に、今年度の反省点や来年度の課題についても記入していただくというようなことを事務局のほうから注意喚起させていただきたいというふうに思っております。

2番目が分担研究者による自己評価でございますけれども、これにつきましても、必ず分担研究が何をやったのかということをはっきりさせていただくために、必ず記入をしていただくというふうなことを事務局から注意喚起したいというふうに思っております。

その下が評価時までの研究成果でございます。成果発表、特許の取得状況、データベース構築及びソフトウェア開発などといった研究成果について、記入していただくというふうなことになってございます。

次のページの研究費の使用実績、これは当該年度における予算の執行状況について記載いただくことになってございます。

おめくりいただきまして、最後の別紙2でございますけれども、委員による評価の年次評価用の評価票でございます。次回（第2回）の評価委員会の際に、研究課題ごとに、この用紙に記入していただくというようなことを予定しております。

それでは、引き続きまして、資料1-3について御説明をさせていただきます。今年度の本事業の採択状況でございます。

今年度の新規に採択する課題といたしましては、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための調査研究、以上の二つの重点テーマに基づき公募を行いました。

この結果、重点テーマの応募が18件、重点テーマ以外の応募が2件ございまして、重点テーマから4件、重点テーマ以外から1件、計5件の採択を行いました。

また、平成29年度に採択した課題の評価及び継続する課題の選定につきましては、平成29年度に採択した13件について、研究評価委員会において評価をいただきまして、A評価5件、B評価7件、C評価1件、D評価の該当はなしというふうな結果になっていたところでご

ざいます。

おめくりいただきまして、別紙1でございますけれども、平成30年度に新規に採択した課題といたしましては、重点テーマ①で採択されたものとして、放射線業務従事者に対する健康診断のあり方に関する検討、重点テーマ②に対応する研究といたしまして、包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究、染色体線量評価手法の標準化に向けた画像解析技術に関する調査研究、原子力災害拠点病院のモデルBCP及び外部評価等に関する調査及び開発の3件が採択されました。また、重点テーマ以外といたしましては、環境モニタリング線量計の現地校正に関する研究。この計5課題が平成30年度に新規に採択されております。

別紙2は、各研究の概要になってございますが、本日の説明としては割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、別紙3でございまして、ページとしては8ページ、9ページでございますが、平成29年度に採択した課題の一覧でございます。

昨年度の評価委員会で評価をいただいた結果でございますが、このような形で、13課題に対しまして評価と、それぞれ総合コメントをつけていただいたところでございます。

また、継続の可否につきましては、この研究評価委員会での評価を踏まえて、研究推進委員会で検討したものでございまして、13件中12件が継続ということになっております。

そうしましたら、続きまして、資料1-4を御覧ください。先ほど御説明いたしました新規課題と継続課題を合わせた平成30年度の実施課題の一覧でございます。

上が平成29年度から始まっている研究、真ん中の放射線防護ネットワーク形成推進事業、これは平成29年度から5年の計画で行っております2件のネットワーク研究、下の課題が平成30年度から実施している研究でございます。このうち、網かけがかかっている7件の研究につきましては、本年度で研究が終了する課題というふうになっております。

資料1-1、1-2、1-3、1-4の説明は以上でございます。

○小田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 1点確認をさせていただきたいんですけれども、事後評価について、今日はあまり説明がなかったんですが、これは原則、実績報告書の回覧をもって確認するという

ふうに書いてあるんですが、昨年度（平成29年度）1年で終了した課題が一つ、1件あったということなんですが、これの事後評価って、私自身やった記憶がないんですけれども、平成30年度に終了する課題がかなりあるところを見ますと、これってどのような時期的なものとかになるのかなというの、また、何をやるのかなと、やらないのかなという、ちょっとそこを確認させてください。

○吉住企画官 事務局でございます。

平成29年度に終了しました1課題、環境モニタリング線量計の現地校正に関する研究につきましては、これはフィージビリティスタディとして行った研究というふうな位置づけでございます。これは一度終了はしているんですが、これの継続的な研究として、本年度の重点テーマ以外のところで環境モニタリング線量計の現地校正に関する研究として、若干、継続的な形で、一旦切れてはいるんですけれども、フィージビリティに続く研究として今研究が進んでいるところでございますので、これについては、かなり例外的な形で事後評価を行わなかったというふうな整理でございます。

一方、今年研究が終わる7課題につきましては、これは全て事後評価を行いたいというふうに思っております。その時期は報告書が出そろってからになりますので、恐らく年度が明けてからというふうに考えております。また、事後評価につきましては、改めて先生方にも御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○小田座長 よろしいでしょうか。

資料1-4の一番下のテーマが、続きといたしますか、昨年度、フィージビリティスタディやって、本採用と言ったらいいんでしょうかね、ということで、今年度・次年度と2年間でやるという、そういう位置づけということでよろしいですか。

○佐藤課長 事務局でございます。防護企画課長、佐藤でございます。

今、座長がおっしゃられたとおりでございます。結局、黒澤代表が実施しているという環境モニタリング線量計の現地校正に関する研究が平成30年度から本研究で30年度と31年度の2年間でやりますので、これを評価する際に、平成29年度のフィージビリティスタディの分もあわせて評価するという形で対応させていただきたい、そのように考えております。

○小田座長 そういうことでよろしいですか。

そのほかに、御質問あるいは改善点等ございましたら。

昨年、我々は一度このメンバーでやりましたが、表1とか2とか、別紙1ですね、これに

についても、これはこのまま昨年と同じフォーマットですかね。

○吉住企画官 今お出ししている案は、昨年度と全く同じフォーマットでお出ししているんですが、もし昨年度の御経験を踏まえてここを修正すべきというふうな御意見がありましたら、御意見をいただければというふうに思います。

○小田座長 ニツ川委員。

○ニツ川委員 スケジュール的なことなんですけども、研究成果発表会が2月14日、15日となっていますが、自己評価が出てくる時期というのは、いつごろになる予定なんですか。

○吉住企画官 自己評価票につきましては、本日のこの検討が終わりましたら、早速、研究者の方々に自己評価票の記入を発注したいと考えておりまして、それは1月末の期限で研究者にはお願いする予定ですので、それが出そろい次第、事前に先生方には見ていただくようにお送りしたいというふうに思っております。

○小田座長 よろしいですか。

課題を実際やっておられる方からすると、1月末で、まだ追い込みの時期なんですけれども、その時点で見込みも含めて書いていただくということでもよろしいですかね。

そのほか。

じゃあ、占部委員、お願いします。

○占部委員 占部ですが、採択課題の評価について、1-2の資料なんですけども、その中で表1がございまして、今年度の進捗や達成度を踏まえて、次年度の研究計画は適切かという評価の視点があるわけなんですけど、この1と2はロードマップと実施計画が書いてあるわけなんですけど、これまで1年間やってきた結果が、課題はどの点であったかということが不明確な場合は、こういった評価はしにくいんじゃないかと思うんですけど、そういう意味で、今年度明らかとなった課題についてとか、そういう評価項目ですかね、入れていただければというふうに思いました。

以上です。

○小田座長 表1の二つ目か三つ目のところに、そういう項目を入れられればと。いかがでしょうか。

○吉住企画官 よろしければ、ちょっとアイデアを教えてくださいたいんですが、この中で入れるとしたら、どこに入れるようなことを想定されていますでしょうか。できるだけ対応させていただきたいと思うんですが。

○小田座長 占部委員、対案といいますか、修正案を。

○占部委員 全体のロードマップの中に、昨年度出されたロードマップと今回提出されるロードマップの違いの中に、例えば今年度はこういうことについて、特に注意して、課題として明らかになったので実施するとかといったことを記入していただければいいかなというふうに思いますので、項目としてはロードマップの中の書き方、あるいは注意点というか、そういった感じになるんじゃないかと思いますけど。

○小田座長 つまり、表1はこのままでいいけれども、研究課題ごとに提出していただく書類の中に、そういうロードマップについて書いてくださいというふうな記述があればいいということですかね。

○吉住企画官 事務局でございます。

例えば案といたしまして、研究代表者による自己評価を書いていただく際に、研究代表者及び研究分担者の方からロードマップも提出していただき、研究代表者の方の今年度の反省点や来年度の課題についても、コメントの中で記載していただくように、こちらからこれを発注するときに注意喚起するというような、そういうふうな対応で、評価していただく先生にロードマップが見ていただけるようにした上で、評価していただくというようなことではいかがでしょうか。

○占部委員 はい、それで結構かと思います。

○吉住企画官 承知いたしました。

○小田座長 よろしいですか。

じゃあ、吉田委員。

○吉田委員 今の御意見に賛成なんですけども、ロードマップの中に、達成度というか、これはできましたよとか、ここところがちょっと予想と違ってというような、自己評価のところでそれが書いてあると、私たちは非常に評価がしやすいと思います。昨年度、ちょっと同じように思いましたので、御検討いただければと思います。

○小田座長 そうですね。別紙1の2ページ目の下、空欄がありますから、この辺を利用して、そういうことを書いていただくような手もあろうかなと思いますが、いかがですかね。

○吉住企画官 承知いたしました。それでは、自己評価票の中にロードマップと、それから御自分で判断している達成度についても、こちらに記載していただくというような対応をさせていただきたいと思います。

○小田座長 それでよろしいですね。確かにそのほうが評価しやすくなりますよね。よろ

しいですか。

そのほかに御指摘、頂戴するところがありますか。

(なし)

○小田座長 では、このとおり今年度の研究評価を進めたいと思います。

では、議題(2)に移らせていただきます。今年度の研究成果報告会についてです。資料2-1と2-2に基づいて、この報告会について事務局から御説明ください。

○吉住企画官 事務局でございます。

それでは、お手元の資料2-1を御覧ください。平成30年度の研究成果報告会についてでございます。

本事業に採択されました研究課題及び放射線防護研究ネットワーク形成推進事業に採択されたネットワーク事業につきましては、先ほど御議論いただきました「採択課題の評価について」に基づきまして、採択課題の評価の一環として、年度ごとにその研究成果を発表する研究成果報告会を行うこととなっております。

本年度の進め方でございますが、日程といたしましては、平成31年2月14日、15日の2日間の開催を予定しております。

また、発表時間でございますけれども、研究代表者による発表につきましては、研究概要、当該年度の研究の進捗状況、成果及び次年度の研究計画について、資料を用いて発表していただくこととしまして、発表時間は10分～15分程度を予定しております。

また、質疑応答でございますけれども、研究代表者等の発表内容を踏まえて、原則として研究評価委員会及び研究推進委員会の構成員が質疑をしていただくというふうなことでございます。時間につきましては、昨年度5分で、かなり短かったというふうな御意見も頂戴しておりますので、今年は10分～15分程度の時間をとりまして、先ほどの研究代表者による発表と質疑応答、合わせて1課題当たり30分という、かなり余裕を持った時間配分をしているところでございます。

また、この報告会につきましては、原則公開でさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料2-2を御覧ください。研究成果報告会のプログラム(案)でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、1課題当たり30分の時間を設けておりまして、また、評価の採点をしていただく時間につきましても、昨年度はすごく時間が少なかった、また、

全て終わってからの採点だったので、最初のほうにやったものは忘れてしまっていて、なかなか採点が難しかったというような御意見もいただきましたので、二つないし三つの課題ごとに、採点をしていただく時間も設けさせていただきました。このようなプログラム（案）で行いたいというふうに考えております。

資料2-1、2-2の説明は以上でございます。

○小田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら。

二ツ川委員、どうぞ。

○二ツ川委員 昨年の研究成果発表会の中で、当然、今回も全て公開ということだったんですが、中では特許に関わるものとか、公開できない部分があるんじゃないかということで、それらも全て公開であると非常に厳しいんじゃないかというお話があったように思うんですが、その辺は、今回はどのようにお考えでしょうか。

○小田座長 いかがでしょうか、事務局。

○吉住企画官 例えば特許の申請状況などにつきましては、先ほどの自己評価票の中で特許申請中であるというようなことを書いていただくことで、評価をしていただけるようにしたいというふうに思っておりますが、そうした対応でいかがでしょうか。

○二ツ川委員 その辺は、発表会ではなくて、守秘義務のある私たちだけが読めるというふうにしていただければと思います。

○小田座長 研究代表者のほうに、この報告会のアナウンスをされるときにも、そういう形、もし特許に関わるがありましたらという、そういうようなアナウンスをされたらいかがでしょうかね。

○吉住企画官 事務局でございます。

それでは、そういった旨を自己評価票の記載のお願いをする際に事務局から一言、それについても触れさせていただきたいというふうに思います。

○小田座長 占部委員、どうぞ。

○占部委員 その際、特許に関わって公開されなかった内容については、我々はどういう立場で臨んだらいいのか、改めて特許に関わって公開されなかった部分というのは、いずれ評価はなされるというか、公開される機会があるのかどうかということについて、少しお伺いしたいと思います。

○小田座長 原則、我々は守秘義務のもとで見させていただくことになるんじゃないかと

と思いますが。評価ですから。

○占部委員 発表自身は、それは特許に関わる部分も発表されるわけですか、ここで。

○小田座長 いえいえ、発表はしないんです。しないんですが、書面だけになりますね、そのときは。我々が見れるのは。

という理解でいいですか。

○吉住企画官 想定しておりますのは、自己評価票の中で、あまり詳しい内容というよりは、単に特許申請中であるという、その旨を記載していただくと。中身の詳しい部分につきましては、この自己評価票も公文書の一つとして、申請がありましたら公開しないといけないものになりますので、そこに研究の詳しい内容というよりは、現在、この研究について特許申請中ですというふうなことをコメントいただくというようなことでどうかというふうには考えているんですが、それでは評価するには不十分という御指摘でしょうか。

○占部委員 というのは、特許に関わる部分が規制行政上非常に重要な内容であるということにもかかわらず、公開されないままになって、それがここで評価されなかったということが起こり得た場合に、その研究者というのは、特許の部分を公開しなかったばかりに研究としては評価されないというような事態が起こり得ないかどうかという懸念があるんですけどね。

○小田座長 そうですね、それでは、これはいかがですか。特許を出すということは書いていただくと。それも我々は理解した上で、書面、あるいは発表を聞いて、その特許の内容を聞かないと評価できないという状況になったときには、別途、非公開の資料、あるいは別紙を要求するという形ではいかがですかね。

○占部委員 了解しました。今の御意見で。

○吉住企画官 そうしましたら、そうした申請中の特許に関する詳しい資料は、非公開資料として作成を依頼する。

○小田座長 今申し上げましたのは、一応、評価委員会を開催します。そのときには、もちろん公表しない資料、ただ、特許を申請中ということは記載していただくわけですね。その状態で我々が評価しようとして、やはり内容が必要であると我々が判断したら、提出を改めて求めるという。提出を求めなくても評価できる場合には、そのまま進めるということではいかがでしょうかという。

○吉住企画官 承知いたしました。では、そのように対応させていただきます。

○小田座長 そのほか、よろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 形式というか、形なんですけれども、昨年の発表を聞いた上で、この内容で10分～15分の発表というのは、かなりコンパクトにお伝えいただきたいことをわかりやすくお伝えいただく必要がございます。昨年、概ねそういうような形での発表をいただいたわけなんですけれども、我々がやっぱり聞きたいというか、聞かなければいけないのは、予定された計画において、どういう項目で成果がどのように得られているか、あるいは得られていないかというところが、わかりやすく提示されていることが必要で、メソッドであるとか、バックグラウンドであるとか、そういったものがあまり多くなると、そのところがちょっとなかなかわかりにくくなるので、昨年、ちょっとわかりにくいものがないというわけではなかった。テンプレートにする必要はございませんけれども、目的、背景、1枚程度というような、ある程度のラインは、ちょっと、せいぜいこれマキシмумで15枚程度にしかならないと思うので、何かそういうようなインストラクションというんですかね、ちょっといただいたほうが、つくるほうも多分やりやすいかなと思うんですけど。その中には、先ほどの自己評価におけるロードマップのも入れていただくと、我々は非常にわかりやすくなると思います。いかがでしょうか。

○吉住企画官 事務局でございます。

こちらのほうで、先生がおっしゃったような例えばロードマップを1枚、これは例えばですけれども、背景を3枚、成果を2枚というような形で、大体、どういう項目をそれぞれ何枚のスライドにというような形で、ある程度、こちらで目安を示した上でスライドをつくっていただくことをお願いしようと思っておりますが、そういった対応でよろしいでしょうか。

○小田座長 代表者からすると、ちょっと面倒くさいことになるかもしれませんが、むしろ進捗状況がわかるようになって、そういう意味ですよね。だから、そこが強調されればいいのではないかと思います。いかがですかね。

○吉住企画官 承知いたしました。それでは、必ずロードマップと、その達成度は必ず見えるようにというふうな前置きをした上で、一つ目の目安というような形で、必ずしもこれに沿わなくていいので、目安として大体何を何枚ぐらいというような形で、ある程度、こちらでインストラクションをした上で発注しようというふうに思います。

○小田座長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

そのほか、御意見ありますでしょうか。

(なし)

○小田座長 では、ないようですので、このプログラム（案）のとおり報告会を実施することいたします。

では、次の議題に移ります。議題（3）といたしますか、報告になると思いますが、公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインの制定についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○吉住企画官 事務局でございます。

それでは、資料3を御覧ください。公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインの制定についての御報告でございます。

背景といたしましては、平成18年の総合科学学術会議の決定、「研究上の不正に関する適切な対応について」の中で、「国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取り扱いについて、あらかじめ明確にする。また、研究費の配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規定の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。」というふうにされているところでございます。また、平成18年の総合科学学術会議の決定、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」の中で、関係府省・配分機関において今後取り組むべき事項として「ルールの整備・明確化と研究機関・研究者等への周知徹底を図る。」というふうにされているところでございます。これらの決定を受けまして、競争的研究資金制度を所管する関係府省においては、公的研究費の不正使用等の防止に係るガイドラインを制定し、対応してきたというふうな政府全体の流れがございます。さらに、平成28年に閣議決定されております「第5期科学技術基本計画」の中で、「国は、必要に応じて研究不正行為に関するガイドラインの改正等を行うとともに、資金配分機関等と連携し、当該ガイドラインに基づく取組等を通じて、研究の公正性を担保」することとされておりまして、関係府省は、こうしたことに基づきまして、ガイドラインの改正等を進めてきたところでございます。

今般、本事業は平成29年度より開始している新しい事業でございますが、本事業におきましても、関係府省と連携をとりまして、公的研究費の不正使用等の防止する取組に実効性を持たせるために、今般、「研究機関における放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的資金の管理・監査のガイドライン」及び「放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」を新たに制定をいたしました。今後、公募要項にこれらのガイドラインの内容を反映させること等によりまして、公的研究費の不正使用等への対応等に対する実効ある取組を一層推進したいというふ

うに考えております。

スケジュール的には、このガイドライン及び指針は平成31年の1月1日から施行することになっておりまして、既に本研究の研究課題の研究者の方に対しては、こうしたガイドライン及び指針が1月1日から施行されますというふうなことを連絡済みでございます。

具体的な指針につきましては、参考資料3と4に載せておりますが、これは既に科研費等で制定されているものと全く並びでつくっておりますので、研究者の方々に新たな負担を強いるというよりは、既に行っていたいただいていることを本事業でも適用させますというふうな内容のものでございます。

資料3の説明は以上でございます。

○小田座長 ありがとうございます。

いかがですか。御質問等ございますでしょうか。科研費等でも既に動いておりますので、御存じかと思えますけれども。

(なし)

○小田座長 では、ないようですので、次の議題（4）に移ります。放射線安全規制研究戦略的推進事業における若手人材の支援についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○吉住企画官 それでは、資料4-1を御覧ください。本事業における若手人材の支援についての、これも御報告でございます。

背景といたしましては、放射線防護分野におきまして、安全研究を着実かつ継続的に実施し、規制等の改善に資する知見を継続的に創出するためには、広く放射線防護分野に必要な知見を有する人材を育成・確保することが必要であり、また、若手人材に技術・技能を伝承していくことが重要であります。こうしたことから、原子力規制委員会では、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を定めまして、「原子力人材育成等推進事業費補助金」の中で、放射線防護等に関する知識・実践に係る教育研究プログラムを推進しているところでございます。一方で、国全体の動きといたしましては、平成30年に閣議決定されております「統合イノベーション戦略」の中で、「若手の育成や支援を重視した仕組みの導入や充実を検討」することというふうにされておりました、これを踏まえて、各府省所管の競争的研究資金制度等では、資料4-1の別紙、この裏でございますけれども、これに掲げるような策を設けまして、若手人材の支援にこれまでも取り組んできているところでございます。本研究事業におきましては、この事業の中で行っております放射線防

護研究ネットワーク形成推進事業で採択した放射線防護アカデミアネットワーク事業の中で、グローバル人材の育成・確保を目的とした国際機関への若手の派遣支援を行っているなど、一定程度、若手人材の支援に取り組んできた実績はあるものの、本事業の制度として若手人材の支援について統一的な方向性がこれまで示されていないところでございました。こうした背景に基づきまして、平成30年11月26日に開催いたしました第1回研究推進委員会の中で、どのような若手人材の支援を行うのがいいのかというふうな検討をさせていただきました。

この検討の結果でございますけれども、資料4-2を御覧ください。

研究推進委員会での方向性といたしまして、若手人材の支援策として、「若手育成等を加点要素とする」ことが基本方針とされました。これを踏まえまして、本事業の若手人材の支援策といたしまして、公募時の審査において勘案すべき項目として、「提案課題の審査方法」の「事前審査における評価指標」の中に、「若手人材からの提案であるか、又は研究チームの研究参加者に若手人材を含んでおり、当該若手人材が研究の中で一定の裁量を与えられ、リーダーシップを発揮できる方針が明確である場合は考慮するものとする」というものを追加させていただきまして、審査の際にこうしたことを考慮するというふうな方針を出させていただきました。

なお、本事業における若手人材の定義でございますけれども、事業開始時、これは毎年度の事業開始時なので、それぞれの年度の4月1日を想定しておりますが、「事業開始時において年齢が満39歳以下の者、又は事業開始時において博士の学位を取得後8年未満の者」というふうにさせていただきました。また、平成31年度の本事業の新規研究課題の公募要項には、こうした審査基準の考え方の項目に若手人材育成を明記することというふうにさせていただきたいというふうに考えております。

資料4-1、4-2の説明は以上でございます。

○小田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、二ツ川委員。

○二ツ川委員 今日、ここで御説明いただいたということは、今年はあるですけども、もし来年度の評価になると、これも評価項目の一つには加わるという意図なんですか。

○吉住企画官 事務局でございます。

今回は、採択の際の評価項目の一つとすることを決定しておりますけれども、評

価につきましては、今のところ、年次評価で入れるというふうなところまでは考えてはいなかったところですが。

○佐藤課長 ちょっと補足させてください。事務局でございます。

今回、今、資料4-2のほうでも御説明しましたけど、今回、若手の育成をいわゆる必須の義務というよりは、加点要素にしましょうということで入れさせていただきました。そういう意味では、事務局として今考えているのは、今説明しましたように、積極的に評価項目にすることまではないかなとは思っています。ただ、もし評価委員会のほうで積極的に若手というものを評価すべしということであれば、ここはまたどこまで評価項目の中に取り入れるかということになりますけれども、明示してもよろしいですし、あるいは、そもそも採択するときに、そういうように加点要素にしていますので、少し考慮していただくということもあるかと思えます。

○小田座長 よろしいですか。

○二ツ川委員 はい。

○小田座長 特別、加点ではなくて、研究費を加算するとか、若手の人件費に使うとか、そういう別項目があれば、また評価できると思うんですけども、それが無い中でというのは、なかなか難しいかもしれませんですね。今のところは、採択時にそれを考慮するということでした。

どうぞ。

○占部委員 若手の支援って非常に重要な問題だと思うんですが、現在の申請状況の中で、若手というのに適合する研究者ですかね、その応募者というのはどのぐらいで、潜在的にどのぐらいそういった人たちがいるのかということについては、どのように把握されているのかなというふうに思いますが。

○吉住企画官 事務局でございます。

平成30年度に採択している課題、17課題の中で、現在、若手の定義に当てはまる研究者の方というのは、この中にはいらっしやらないところがございます。

申し訳ございませんが、応募した中に若手がいたかどうかにつきましては、現時点で把握はしておりません。申し訳ございません。

○占部委員 ありがとうございます。

若手を育成するというのは、本当に、非常にもう喫緊の課題だというふうに思うんですが、その若手が申請に至るまでのところがどのようになっているのか、あるいは、どうす

れば若手が応募してこれるようになるのかということについても、今後、何らかの形で考えていただければ、またちょっと評価委員会とは違うかわかりませんが、思うんですけども。

以上です。

○小田座長 推進委員会のほうになるんじゃないかと思えますけれども、例えばこれに若手枠を一つつけるとかというのものもあるかもしれませんが、ただ、この事業自体が、かなりほかの一般の研究と違うところがありますので、なかなか若手が代表者になって何かというのは難しいのかもしれませんが。その辺は、ちょっと推進委員会のほうで議論をいただくようお願いいたします。

○吉住企画官 ありがとうございます。

今、座長がおっしゃったように、なかなか研究代表者でというのは難しいかもしれないというふうな議論は推進委員会のほうでもございまして、そういった意味で、条件設定の仕方として、若手からの提案であるか、これは研究代表者が若手であるかという意味でございまして、むしろ「又」の後の「研究チームの研究参加者に若手人材を含んでおり、当該若手人材が研究の中で一定の裁量が与えられ、リーダーシップを発揮できる方針が明確である場合」というものを後半に入れておきまして、どちらかという、こういう状況のほうが多いのではないかと、こういうことを推進委員会の中でも議論させていただきました。

○小田座長 どうぞ。

○吉田委員 もちろん推進委員会のほうのmatterでもあるわけなんですけれども、例えば環境省の健康影響に関わる研究調査事業では、採択された課題に対して、若手の雇用枠というので、さらに予算をつけるというような、つまり採択された事業に対して若手の方が自分のテーマでもってさらに研究を推進するための人件費をつけるというような、そういうやり方もあるので、やっぱりもっと積極的に若手を増やしていくという見地から、そういう考えを入れていただくと、私の希望として、個人的な希望として、いいかなと思いました。

○小田座長 これは新たな財源をとっていただいて、そういう枠をつくるか、もしくは現在の中で、そういう若手雇用分を入れるとなれば件数は減ることになりますけれども、それはちょっと推進委員会のほうで御議論をやっぱりいただいたほうがいいんじゃないでしょうか。と思いますが、いかがですかね。

○佐藤課長 どうもありがとうございます。

私ども、ちょっと研究推進委員会で、一応、来年度こういう形でという形で、一応、その場では御了承いただいていますので、また、これは来年度以降、こうした若手枠、若手人材の活用でどういったやり方がいいのかというときに、ぜひ、積極的に参考にさせていただきたいと思います。

○小田座長 そういうのが導入されれば、評価委員会でも若手枠について評価するという形というふうにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題（４）、これも終わります。

予定していた議事は以上なんですけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○吉田委員 ガイドラインが、ここでは参考資料として出てきて、不正使用についても出ていたので、ちょっと確認したいんですけれども、被ばく線量についての計測で、個人情報というものが関わるというのだと、これは必ずその組織において研究倫理審査委員会で審査を受けて、そこで承認された手順を経て、必ず研究にこういったデータを使うという同意が要るわけなんですけれども、それに関してのガイドライン、もしくは研究計画を提出されたときの項目立てというのは、どのようになっているのでしょうか。

○小田座長 どこかになかったでしたっけ。

○吉住企画官 今回、ちょっとお配りはしていないんですが、研究計画書の中で、倫理面への配慮というものを記載していただく項目がございます。具体的には、研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意、協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理、安全対策に対する取組を必要とする研究など、法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述することというふうな項目がございます。そうした研究の場合には、研究計画書の中で、倫理面への配慮についても必ず記載していただくというふうなことになってございます。

○吉田委員 それはきちんと説明をして、定められた承認を受けた手順に従って同意を得て、その同意を得られたデータについてだけ使っているということは、どこかに書いてあるのでしょうか。

○佐藤課長 今、企画官から御説明した以上のことは、明示的には書いていません。それはやはりどこまで細かくルールを定めるのかというところにあると思います。基本的に、

昨今の個人情報の扱いというのは、従来に比べて大変厳しいものであるということがありますので、まず、その基礎的な重要なポイントについては触れさせていただきます。ただ、その後の、じゃあ、具体的にこういう場合はどうなのか、こういう場合はどうなのかというのは、やはりその時々状況に応じて判断していく、いかざるを得ないと思っています。その点については、したがって、実際に研究される側の方に、今回、やっぱり私どもの事業に申請される際には、そういったところに意識を持って、そういった配慮もして申請してくると。まずはここをしっかりと押さえたいと思います。その上で、何かそういった不都合なことが起きたということであれば、またそのときに個々の事例について判断していかざるを得ないんじゃないかというふうに考えています。

○小田座長 よろしいですか。

それでは、これで議論を終えたいと思いますが、よろしいですか。

次回以降のスケジュール等について、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○吉住企画官 事務局でございます。

先ほどお伝えいたしましたとおり、研究成果報告会につきましては、平成31年2月14日、15日を予定しております。また、研究成果報告会が終了後に、第2回研究評価委員会の開催を予定しております。よろしく願いいたします。

○小田座長 2月15日、2日目は3時ぐらいまでで終わって、それから評価委員会と。昨年、かなり遅くなりましたが、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は全て終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、活発な御議論をありがとうございました。

以上で第1回の評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。